

(別記3)

岩手県大区画化等推進協議会事務処理規程

制定 令和8年3月19日

(目的)

第1条 この規程は、岩手県大区画化等推進協議会（以下「本協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 本協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ、関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 本協議会の事務局には、岩手県大区画化等推進協議会規約第4条各号に掲げる事務を行うため、事務責任者を置く。

2 前項の事務責任者は、岩手県大区画化等推進協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者又は岩手県大区画化等推進協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者を兼務することができる。

(雑則)

策4条 大区画化等加速化支援事業交付金交付等要綱（令和7年12月16日付け7農振第2144号農林水産事務次官依命通知）、大区画化等加速化支援事業実施要領（令和7年12月16日付け7農振第2145号農林水産省農村振興局長通知）、岩手県大区画化等推進協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和8年3月19日から施行する。